

学校感染症等による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、ご家庭でゆっくり休養させてください。

出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等のご好意により、学校の発行する証明書に記載していただける場合には記入をお願いしてください。（ただし、学校発行の証明書でも基本的には有料ですので、ご了承ください。）この証明書または診断書は、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

なお、証明書は、定期考査等において医療機関の受診が必要な場合においても使用できます。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

H24.4改定

	疾病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	

熊本県立八代清流高等学校

年 組 号 氏名

1 疾病名

2 指示内容

3 安静もしくは加療期間（出席停止の場合はその停止期間）

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印